地方団体に対して交付すべき令和五年度の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定 時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(概要)

# [ポイント]

- 決定・交付時期、算定項目いずれも令和4年度と同様
- 1 令和5年度分の決定時期・交付時期(第1条)

令和5年9月及び令和6年3月において、令和5年度分の震災復興特別交付税を決定・ 交付する。

## 2 令和5年度分の震災復興特別交付税額の算定方法等

- (1) 令和5年度9月分
  - ① 新規算定額(第2条) 各算定項目(別紙ア~ウ)の合算額とする。
  - ② 過大・過少算定及び返還(第3条)
    - ア 令和5年度9月分として交付する額は、新規算定額(第2条分)から、令和4年度に減額できなかった過年度の過大算定額を減算し、また、新たに生じた過年度の過大・過少算定額を加算・減算した額とする。
    - イ 令和5年度9月において、加算・減算した後の算定額が負数となる場合は、 当該負数となる額の全部又は一部を返還させる。

## (2) 令和5年度3月分

- ① 新規算定額(第4条) 各算定項目の合算額から令和5年度9月分の新規算定額を控除した額とする。
- 加算・減額(第5条)

令和5年度3月分として交付する額は、新規算定額(第4条分)から、令和5年度9月分で減額できなかった過年度の過大算定額を減算し、また、新たに生じた過年度の過大・過少算定額を加算・減算した額とする。

※なお、算定額が負数となる場合には当該額をOとする。また、当該減額できない 額については令和6年度分から減額する。

#### 3 令和5年度分の交付の特例(第6条)

総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、上記以外の月において、令和5年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

#### 4 施行期日

令和5年4月下旬予定(公布の日)

| ア 直轄・補助事業の地方負担額  |                              |
|--|------------------------------|
| 〇23年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第1号  | ・第2号)                        |
| ○23年度補正予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額                                       | (第3号)                        |
| 〇24年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第4号)                        |
| ○24年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額                                       | (第5号)                        |
| ○25年度当初・補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第6号   | ・・第7号)                       |
| ○25年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額                                       | (第8号)                        |
| ○26年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第9号)                        |
| 〇26年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額                                      | (第10号)                       |
| 〇27年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第11号)                       |
| 〇27年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額                                      |                              |
| 〇28年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第13号)                       |
| 〇28年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)   | (第14号)                       |
| ○28年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の   |                              |
| 一般会計負担額(一部で措置率95%)   | (第 15 号)                     |
| 〇28年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第 16 号)                     |
| 〇28年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)   | (第17号)                       |
| 〇29年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第 18 号)                     |
| 〇29年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)   | (第 19 号)                     |
| 〇29年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の   |                              |
| 一般会計負担額(一部で措置率95%)   | (第 20 号)                     |
| ○30年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第 21 号)                     |
| ○30年度予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)   | (第22号)                       |
| 〇30年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の   | /## 00 T                     |
| 一般会計負担額(一部で措置率95%)   | (第 23 号)                     |
| 〇R元年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第 24 号)                     |
| 〇R元年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)   | (第 25 号)                     |
| 〇R元年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額   | (第 26 号)                     |
| OR元年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)   | (第27号)                       |
| OR元年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の   | (佐 00 日 )                    |
| 一般会計負担額(一部で措置率95%)   | (第 28 号)                     |
| ○R2年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額<br>○R2年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額(措置率95%)       | (第 29 号)<br>(第 30 号)         |
| - OR2年度ヨ例ア昇による補助事業(基立事業)に係る地力負担額(指直率95%)<br>- OR2年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等(基金事業)の | (第 30 写)                     |
| - OR2年度で昇による公宮正来に除る復興文刊立事来等(基立事業)の<br>- 一般会計負担額(一部で措置率95%)                     | (第 31 号)                     |
| 一般会計員担領(一部で相直半90%)   | (第 32 号)                     |
| - OR3年度当初ア昇による直転事業に係る地方負担額<br>- OR3年度当初予算による補助事業に係る地方負担額                       | (第 33 号)                     |
| - OR3年度当初で昇による補助事業に係る地方負担額<br>- OR3年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)               | (第 33 号)<br>(第 34 号)         |
| 〇R3年度当初ア昇による補助事業に係る地方負担額(指直率95%)<br>・ 〇R3年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額          | (第 35 号)                     |
| OR3年度ア昇による公宮正来に帰る火音を旧事来の一般会計員担領<br>OR3年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の                  | \ <b>z</b> n ∪∪ ' <b>j</b> / |
| 一般会計負担額(一部で措置率95%)   | (第 36 号)                     |
| RAT GLER (   | (第 37 号)                     |
| - OR4年度当初ア昇による直籍事業に係る地方負担額<br>- OR4年度当初予算による補助事業に係る地方負担額                       | (第 38 号)                     |
| - OR4年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)   | (第 39 号)                     |
| OR4年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額  | (第 40 号)                     |
| OR4年度予算による公営企業に係る役組交付金事業等の   | (N) 10 'J/                   |
| 一般会計負担額(一部で措置率95%)   | (第 41 号)                     |
| OR5年度当初予算による直轄事業に係る地方負担額   | (第 42 号)                     |
| OR5年度当初予算による補助事業に係る地方負担額   | (第 43 号)                     |
| OR5年度当初予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%)   | (第 44 号)                     |

OR5年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額

(第 45 号)

OR5年度予算による公営企業に係る復興交付金事業等の

一般会計負担額(一部で措置率95%) (第46号)

## イ 地方単独事業費

〇 単独災害復旧事業費

(第47号)

〇 災害復旧事業費・り災世帯数等に基づく算定

(第48号~第50号)

〇 中長期職員派遣、職員採用

(第51号・第52号)

〇 福島県の警察官の増員

(第53号)

〇 非常勤職員公務災害補償

(第54号)

〇 被災児童・生徒等スクールバス

(第55号)

〇 選挙

(第56号)

〇 原発事故関係(除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、

避難元市町村と避難住民との関係維持支援) (第57号~第60号)

〇 復興支援員

(第61号)

〇 メンタルヘルス対策

(第62号)

〇 震災減収対策企業債に係る利子支払額

(第63号)

#### ウ 地方税等の減収額

〇 条例による地方税、使用料・手数料等の減免額

(第64号)

〇 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額

(第65号・第66号)